

京都市の虚偽的ホームページ日付変更

京都市2015年2月6日ホームページ（京都情報館）

2015年2月17日

THEペット法塾代表 弁護士 植田勝博

京都市は、2015年2月12日に、京都市ホームページ「京都情報館」に、下記広報がされました。

これに対して、THEペット法塾は、2015年2月16日付で「京都市の2015年2月12日ホームページの虚偽的、不誠実な発表に対する意見」を発表を致しました。

京都市は「（一部団体、即ちTHEペット法塾は）本市の条例が「給餌者に猫を自ら飼養することを課す」もの、あるいは、「まちねこ活動支援事業」に反する給餌が禁じられ、罰則が課される」との誤った情報を流した」と公表されました。しかし、下記の京都市条例骨子の文言趣旨からは、どこにも誤りはなく、THEペット法塾は京都市のホームページの公表について「THEペット法塾の意見を『誤った情報を流した』と虚偽的にねじ曲げ、京都市民、国民を欺くもので、行政としては、極めて信頼を欠く、不誠実、虚偽的なもので、京都市の品性、レベルを疑う」との反論の意見をホームページに出しました。

THEペット法塾は、京都市条例案を上記の通り、文言を正確に伝えて、その内容が憲法、民法から見ても、著しく奇異であり、明らかに動物愛護法に反すると認められるので、THEペット法塾の京都市への意見を公表したものです。

THEペット法塾は、京都市市長、議員、行政へもご案内を差し上げてご意見を求める努力をし、現場、学識者、動物愛護法の立法などにも関与された政治家、猫餌やり活動、地域猫活動の皆様が現在の日本のトップにいる皆様方に集まって頂き、「平成27、2、7京都緊急集会、形を変えた殺処分」を開催致しました。集会は、京都市条例を資料として配布し、下記の皆様で議論をして頂きました。

藤野真紀子（元衆議院議員）、吉田眞澄（弁護士／元帯広畜産大学理事・副学長）、高木優治（元新宿区保健所職員）、溝淵和人（動物ボランティアCat28）、鶴田真子美（全国動物ネットワーク）、佐川真人（アニマルネットワーク京都西）、山崎悦子（名古屋市）、武藤安子（グリーンNet）、佐藤泰子（静岡動物愛護犬猫ホットライン）。

THEペット法塾の条例の理解、意見は、法律、行政、野良猫問題、地域猫活動の意見を前提とするもので、適切かつ必要なものと考えます。

京都市公報の日付の遡らせ

2015年2月17日に、京都緊急集会以降に出された「京都市の2015年2月12日ホームページの虚偽的、不誠実な発表に対する意見」の基となる京都市2015年2月12日付ホームページを確認しましたところ、そのホームページは消されていました。更に確認したところ同じ文章が2015年2月6日付で京都市ホームページ（京都市情報館）に掲載され、上記2月7日京都緊急集会開催日以前に遡らせていました。

下記に、当初出された公報と、日付を遡らせた公報を掲載します。

一旦出された京都市公報が、何故、日付を遡らせたのか、極めて不可解です。京都市の、「THE ペット法塾の意見を『誤った情報を流した』」と虚偽にねじ曲げて、責任をTHE ペット法塾にあると転化するような公報をして、社会を欺く行為が京都市によってなされるとは、よもや思いませんでした。

これに続けて、2月12日付公報の日付を2月6日に遡らせる作為も考えられないものでした。京都市公報は、京都市民、国民を欺くもので、行政としては、極めて信頼を欠く、不誠実、虚偽的なものと言わざるをえません。

京都市は、姿勢だけでなく情報の信頼性を欠き、必要な情報を出さず、都合の悪い情報は虚偽的にねじ曲げ、ときに「嘘をつく」もので、行政のあり方としてはまともな団体とは言い難いものです。

野良猫問題は、原因である猫遺棄などの行為を厳しく禁止すること、猫餌やりのボランティアによる、野良猫保護のために献身的なTNR活動などの活動を公益活動として正しく理解し、行政が核となって運営支援することが動物愛護管理法の基本です。野良猫の避妊去勢が行政を核になされれば、数年で基本的に野良猫は増えず、地域住民の理解も得られ、野良猫保護を地域住民、ボランティアにより保護が継続すれば、野良猫問題は10年程度で解決がされるとの新宿区の例が報告されています。その最前線にいる猫餌やりの協力は有益且つ必要です。

京都市の、野良猫を保護し野良猫問題に取り組む猫餌やりを反社会的、犯罪的行為として排除する行為は、野良猫排除「形を変えた殺処分」であり、官民一体での地域猫活動を否定するもので、動物愛護管理法に反します。

野良猫保護への思いのない動物に冷たい条例であり、また地域猫を成功させようとする意思の見えないものです。猫餌やりの近隣環境問題は、行政が核となって、猫餌やりと近隣住民との間で指導調整をすれば容易に解決される問題です。

京都市は、猫餌やりが野良猫問題の元凶であるとしているが、猫餌やりの実態はそのようなものではなく、野良猫保護と野良猫問題を資財をなげうって取り組んで

いる実態を素直に見て、野良猫の命の保護を正面において、皆で野良猫への愛護と10年程度の計画で野良猫をなくすことを目標にして、再度、条例をその基本から組み立てることが求められます。

京都市2015年2月12日付ホームページ（京都市情報館）

京都市:京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について Page 1 of 2



現在位置: [トップページ](#) [暮らしの情報](#) [ペット](#) [動物愛護・狂犬病](#)

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について

ページ番号177678

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [サイト](#) 2015年2月12日

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について


本市では、野良猫等への無責任な給餌(餌やり)に関する規定を含む「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」について、平成26年12月15日から平成27年1月14日までの間、その骨子をお示しし、制定に係る市民意見の募集を行ったところです。

その結果、3,005通と全国から大変多くの御意見をお寄せいただき、また、その多くは野良猫への給餌に関する規定に係るものでした。しかし、インターネット等を通じまして、本市の条例が、「給餌者に猫を自ら飼養することを課す」もの、あるいは、「「まちねご活動支援事業」に反する給餌が禁じられ、罰則が課される」ものといった誤った情報が一部の団体等により広められておりますことから、御意見の中には、このような誤解に基づいて、反対されるものも多数ございました。

このため、先にお知らせをいたしました本市の考え方に加え、本条例の制定に関する本市の考え方を改めてお伝えさせていただきます。

皆様に、この問題について正しくお考えいただく機会となれば幸いです。

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方

 [京都市動物による迷惑の防止に関する条例\(仮称\)の制定に関する本市の考え方\(PDF形式:268.38KB\)](#)
本市の考え方を掲載しています。



現在位置: [トップページ](#) [暮らしの情報](#) [ペット](#) [動物愛護・狂犬病](#)
京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について

ページ番号177678

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [Twitter](#) [シェア](#) 2015年2月6日

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について

本市では、野良猫等への無責任な給餌(餌やり)に関する規定を含む「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」について、平成26年12月15日から平成27年1月14日までの間、その骨子をお示しし、制定に係る市民意見の募集を行ったところです。

その結果、3,005通と全国から大変多くの御意見をお寄せいただき、また、その多くは野良猫への給餌に関する規定に係るものでした。しかし、インターネット等を通じまして、本市の条例が、「給餌者に猫を自ら飼養することを課す」もの、あるいは、「まちねこ活動支援事業」に反する給餌が禁じられ、罰則が課されるものといった誤った情報が一部の団体等により広められておりますことから、御意見の中には、このような誤解に基づいて、反対されるものも多数ございました。

このため、先にお知らせをいたしました本市の考え方に加え、本条例の制定に関する本市の考え方を改めてお伝えさせていただきます。

皆様に、この問題について正しくお考えいただく機会となれば幸いです。

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方

 [京都市動物による迷惑の防止に関する条例\(仮称\)の制定に関する本市の考え方\(PDF形式、268.38KB\)](#)
本市の考え方を掲載しています。

(参考)

京都市パブコメ募集骨子は①～④です。(※は言葉から理解される意味)

① 野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養するか、「まちねこ支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施する。

* 野良猫に餌やりは、「まちねこ支援事業」しか認めず、そうでなければ、猫を自ら飼養すること(即ち「持ち帰れ」と同じ意味か)。

② 身近にいる動物に対し無責任な給餌(餌やり)をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならない。

③ これに違反し(生活環境が損なわれ) たときは勧告・命令、勧告・命令に違反したときは過料(行政罰)の制裁を課す。

* 猫餌やりに罰則を課す。

④ まちねこ支援事業は、①3名以上の団体。②町内会等の同意を得る。③猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握などをし、飼養が可能な私有地内に設定する。

* 個人の猫餌やりは排除して認めない。3名以上、町内会の同意を得ること、私有地など猫餌やり場を用意することを課すことは、個人の猫餌やりに不可能を強い、個人の猫餌やりを排除するもので「野良猫餌やり禁止条例」と認められる。